

技術職員の充実による 市町村支援・中長期派遣体制の強化

地方自治体における技術職員の現況と課題

1. 防災・減災、国土強靱化の推進

東日本大震災をはじめとした近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、我が国全体で防災・減災、国土強靱化を推進する必要。また、過去に建設された公共施設が大量に更新時期を迎える中で、その適正な管理が求められている。

- ・ 国民の生命と財産を守るため、近年の災害の発生状況や気候変動の影響を踏まえ、体制整備に努めつつ、ハード・ソフト両面において防災・減災対策、国土強靱化の取組を進める《骨太の方針2019(R1.6)》
- ・ 「公共施設等総合管理計画」における公営企業施設分を含めた地方自治体ごとの策定状況や「個別施設計画」における地方自治体ごとの長寿命化等の対策の有無等の「見える化」の内容の更なる充実、先進・優良事例の横展開を図る《骨太2019》

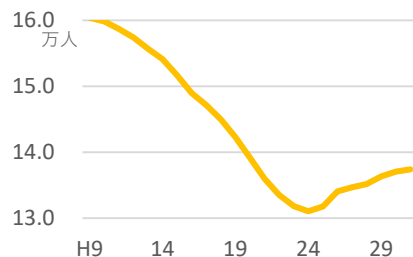
2-(A) 市町村における技術職員の不足

大量採用世代の退職、公共事業の減少に伴う減、景気拡大に伴う採用難等により、小規模市町村を中心に土木職など技術職員の不足が深刻化。行政運営の支障になることが懸念。

- ・ 市町村における人口減少や技術者不足等を見据え、技術者の育成・確保を図りつつ（略）市町村で対応が困難な場合の広域圏又は都道府県等による代替等を進める《骨太2019》

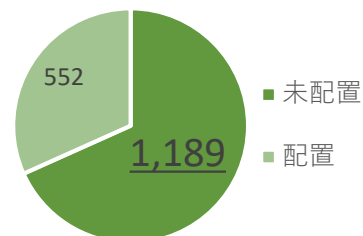
技術職員数の推移

定員管理調査（土木・建築・農林水産）



技術職員（土木・建築・農林水産）

のいずれかが配置できていない市区町村
定員管理調査(H31)

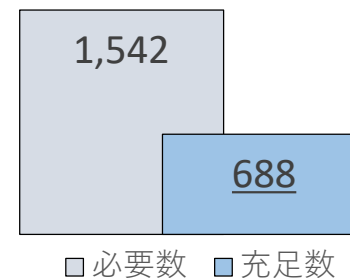


2-(B) 復旧・復興に従事する技術職員の不足

被災自治体からは、専門知識と経験の観点から、復旧・復興事業に従事する技術職員の派遣ニーズが高いが、充足していない状況。

- ・ 「被災地の早急な復旧・復興に向けて、（略）地方自治体職員の中長期派遣体制整備に取り組む」《骨太2019》
- ・ 「被災自治体の復興事業や被災者の生活再建等を支援する応援職員を現在も必要とする状況。特に職員派遣の高いニーズがあり、土木職など技術職員の確保が課題」
《東日本大震災の復興施策の総括に関するWG（R1.9 復興庁）》

中長期派遣ニーズを半分も満たせていない技術職員 (H31)



都道府県等



小規模市町村等で確保が困難な技術職員*を都道府県等で増員し、新たな技術職員群としてまとめて確保

※「技術職員」の範囲

- ・土木技師
- ・建築技師
- ・農業土木技師
- ・林業技師

右記(A)・(B)を同時に実現することを目指す。

(A) 技術職員不足の市町村支援

平時

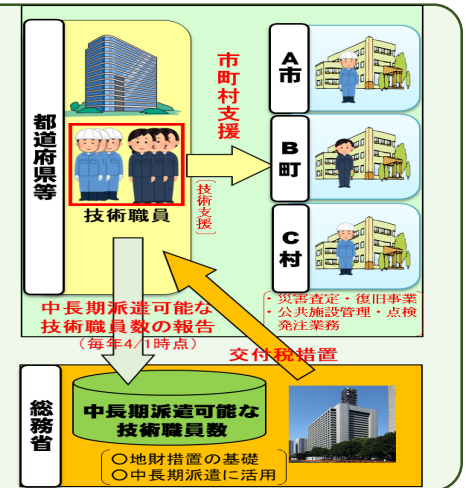
都道府県等*が

（※市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を増員・配置する市町村を含む）

技術職員を増員し、市町村支援業務のための技術職員を配置

都道府県等は、下記①～③（毎年度4/1時点）を総務省に報告

- ① 技術職員の増員数
- ② 市町村支援業務に従事する技術職員数
- ③ （大規模災害が発生した場合に）中長期派遣可能な技術職員数



(B) 中長期派遣要員の確保

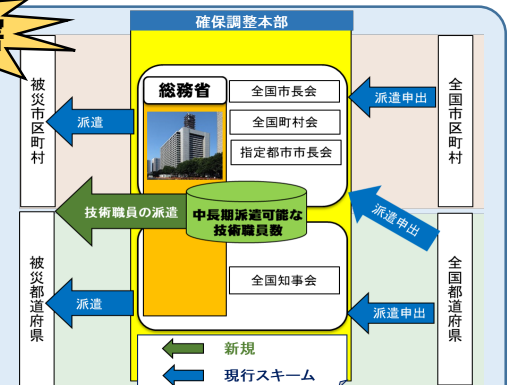
大規模災害

大規模災害が発生した場合、中長期派遣調整の全体を総括する「確保調整本部」を設置

（地方3団体・指定都市市長会と総務省で構成）

- (1) 新規分((A)③)：確保調整本部で協議して決定
- (2) 現行スキーム分：被災自治体からの派遣要請と全国からの派遣申出を踏まえて決定

⇒ 南海トラフ地震や首都直下地震などの今後の大規模災害に備え、中長期派遣体制を強化



地方財政措置

偏在是正措置により生じる財源を活用して、「技術職員の増員数」((A)①)の範囲内で、

- ・「市町村支援業務に従事する技術職員数」((A)②)
- ・「中長期派遣可能な技術職員数」((A)③)

のいずれか小さい方の職員数に係る人件費に、普通交付税措置（都道府県分）又は特別交付税措置（市町村分）（報告数に応じて算定）

本施策の実施主体

(A) 技術職員不足の市町村支援について

- 小規模市町村を中心に技術職員の不足が極めて深刻化する中、水準の高い技術職員の育成・確保を可能とし、また、市町村ごとの支援ニーズの大小や変動に弾力的に対処するためには、まとまった規模の技術職員群を形成して運用することが望ましい。
- このため、本施策においては、都道府県による対応を、市町村間の連携による対応とともに導入している。

(B) 中長期派遣要員の確保について

- 大規模災害時における中長期派遣要員の確保・派遣調整に関しては、総務省との緊密な連携の下に広域的な視点で行うことが求められる。
- それを担うのにふさわしい行政主体として、まず、広域自治体である都道府県を予定し、次に、都道府県に比肩するだけの規模・能力を有して広域連携を実施する市町村も想定している。



本施策については、(A)・(B)を同時に達成しようとするものであり、都道府県を主たる実施主体、広域連携を実施する市町村を都道府県に準ずる実施主体として制度設計。